

佐倉市役所食堂事業に係るサウンディング型市場調査実施要領

令和 8 年 1 月 13 日
佐倉市総務部人事課

1 調査の背景・目的

佐倉市では、市役所職員の福利厚生や市民の利便性向上のために市役所庁舎内に食堂を設置しております。事業の形態としては、市と民間事業者が一定期間の事業協定を締結する方式を採用しております。事業者と現在締結している協定期間が令和 9 年 3 月 31 日までとなり、令和 9 年 4 月 1 日以降の運営事業者を決定するために、令和 8 年度中に公募型プロポーザルを実施する見込みです。

公募型プロポーザルの実施に先立ちサウンディングによる意見聴取を行うことで、民間事業者の意向を把握し、公募型プロポーザル及び令和 9 年 4 月 1 日以降の事業協定の内容決定に活用します。

2 対象施設の概要

| | |
|---------|---|
| 所 在 地 | 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地 |
| 建 物 | 佐倉市役所 1 号館 地下 1 階 |
| 職 員 数 | 約 1,000 人 ※出先機関（出張所等）を除く |
| 来 庁 者 数 | 約 900 人/日 ※1 号館のみ |
| 市役所開庁日 | ア 平日開庁日…日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで イ 日曜開庁日…第 2 ・ 第 4 日曜開庁 午前 9 時 00 分から正午まで |
| 厨房等の面積 | 厨房部分 64.43 m ² 、事務室 10.28 m ² 、更衣室 5.62 m ² ※「厨房配置図」参照 |
| 座 席 数 | 約 80 席 |
| 厨房機器・備品 | 「厨房機器・備品一覧」参照 |

3 サウンディング参加対象者

本調査に参加できる者は、市役所食堂事業の実施主体となる意向を有する者、法人（法人で構成するグループ）となります。

ただし、以下のいずれかに該当する場合を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号に規定する者

4 実施スケジュール

| | |
|-----------------|---------------------------|
| サウンディング型市場調査の公表 | 令和8年1月13日(火) |
| 質疑受付期限 | 令和8年1月30日(金)まで |
| 質疑回答日 | 令和8年2月6日(金)まで随時 |
| 参加申込期限 | 令和8年2月10日(火)まで |
| 事前調査表提出期限 | 令和8年2月10日(火)まで |
| 現地見学の参加申込期限 | 令和8年2月10日(火)まで |
| 現地見学 | 令和8年2月12日(木)～令和8年2月18日(火) |
| サウンディング実施 | 令和8年2月12日(木)～令和8年2月24日(火) |
| 実施結果の公表 | 令和8年3月下旬頃 |

（1）質疑事項の提出

今回のサウンディングに対する質疑事項がある場合は、「質疑事項書」を電子メールにより提出してください。

提出された質疑事項については随時回答を作成し、公表します（質問者名は非公表とします）。

*質疑事項書の提出

- ① 提出期間 令和8年1月30日（金）まで
- ② 提出先 事務局電子メールアドレス (jinji@city.sakura.lg.jp)

（2）現地見学参加申込

現地見学を希望する参加事業者等は、「現地見学申込書」に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。

現地見学に参加される人数は、各参加事業者等につき3名以内でお願いします。

（3）現地見学実施内容

申し込みのあった参加事業者等により、佐倉市役所食堂内の見学を実施します。

*現地見学の実施内容

① 実施日時 令和8年2月12日(木)～令和8年2月24日(火)

※左記期間中の開庁日のうち1日

※上記の日程でいずれもご都合が悪い場合は、別途ご相談ください。

② 所要時間 10～30分程度

③ 場 所 佐倉市役所食堂内（詳細は日時確定後に連絡）

④ 参加人数 参加事業者等につき3名以内

*現地見学申込書の提出

① 提出期間 令和8年2月10日（金）まで

② 提出先 事務局電子メールアドレス (jinji@city.sakura.lg.jp)

（4）サウンディング参加申込

サウンディングへの参加を希望する場合は、「サウンディング参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。併せて「事前調査票」もご提出ください。

電子メール提出時の件名を「サウンディング参加申込」としてください。

サウンディングの日時は、参加申込の受付終了後に日程を調整し、通知します。ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

① 申込期間 令和8年2月10日(火)まで

② 申込先 事務局電子メールアドレス (jinji@city.sakura.lg.jp)

(5) サウンディング実施内容

申し込みのあった参加事業者等と、30分から1時間程度の対話を実施します。

対話は、原則「事前調査票」をもとに行います。

サウンディングに参加される人数は、各参加事業者等につき3名以内でお願いします。

* サウンディングの実施内容

① 実施日時 令和8年2月12日(木)～令和8年2月24日(火)

※左記期間中の開庁日のうち1日

※上記の日程でいずれもご都合が悪い場合は、別途ご相談ください。

② 所要時間 1参加事業者等につき30分～1時間程度

③ 場所 佐倉市役所の会議室等（詳細は日時確定後に連絡）

④ 参加人数 参加事業者等につき3名以内

⑤ サウンディングの項目（対話の内容）

令和9年4月1日以降の事業期間に係る市役所食堂事業の内容

(6) サウンディング結果の公表

サウンディング結果を市のホームページで公表します。

参加事業者の名称は、公表しません。参加事業者のノウハウに配慮し、サウンディング結果の公表の内容は、事前に参加事業者へ確認を行った上で公表します。

5 留意事項

- ・サウンディングへの参加実績及び内容は、今後、事業者の公募等を実施した場合における評価の対象にはなりません。
- ・サウンディング結果は、次期事業内容の参考とさせていただきますが、その内容を約束するものではありません。
- ・サウンディングへの参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ・提出していただいた書類・資料は、返却しません。
- ・サウンディングに当たって知り得た情報を、市の許可なく第三者へ伝えることを禁止します。
- ・本実施要領に関係のない提案など、明らかに本調査の趣旨から外れた提案があった場合には、当該事業者等との対話を実施しない場合があります。

6 申込・問い合わせ先

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市役所 総務部 人事課（担当：岡田、土屋）

TEL:043-484-6104

電子メールアドレス：jinji@city.sakura.lg.jp